

浄土真宗
本願寺派
田野山西敬寺



寺報
聞思

MONSHI

第7号

2018年11月

上記の写真は、西敬寺新本堂天井とご修復中の御本尊「阿弥陀如来」を合成したものです。

天井の意匠は、阿弥陀如来の後光を模倣しています。後光は光の線で表され、必ず四十八本と決まっています。(皆様のお仏壇の阿弥陀如来のご絵像の後光を一度数えてみて下さい。)

「なぜ四十八本なのか？」
それは阿弥陀如来が法蔵菩薩として五劫思惟の果て四十八の誓願を建てられたことに由来します。

すなわち新本堂は、四十八の誓願に喩えられる光を四十八本の無垢の化粧柱(経年変化によって黄金色となるヒバ材を使用)で表し、阿弥陀如来の光が常に我々を照らし、おさめ救い取って決して捨てないことを象徴しています。

また、題字は、西敬寺書道教室講師の小山泰潤師に新たに揮毫して頂きました。

いよいよ、新本堂の竣工が近づいて参りました。誌面を通して、進捗状況そして今後の予定をご確認頂き、重ねてのご協力を伏してお願い申し上げます。

住職 木賣 慈教
合掌

本堂改築事業へのご協力、誠に有難うございます。

大切なお知らせを掲載しております。是非ともご高覧下さいませ。
記事の内容のお問い合わせ、仏事(ご葬儀やご法事、ご納骨に関する事など)のご依頼やご相談は下記に、ご遠慮なくお申し付けくださいませ。

西敬寺

☎026-243-5570



〒381-0016 長野市南堀 336

西敬寺のHPを準備中です。下記URLまたは、上のQRコードにてご覧下さい。 <https://www.tanozan-saikyoji.jp/>

さい きょう じ

ご奉納申し込み状況 (平成 30 年 11 月 1 日現在)

総額 1億2115万円

ご奉納内訳

口数	お申し込数	金額
60口 (300万)	1	3,000,000
30口 (150万)	1	1,500,000
20口 (100万)	9	9,000,000
16口 (80万)	1	800,000
12口 (60万)	1	600,000
10口 (50万)	35	17,500,000
8口 (40万)	1	400,000
7口 (35万)	19	6,650,000
6口 (30万)	28	8,400,000
5口 (25万)	219	54,750,000
4口 (20万)	8	1,600,000
3口 (15万)	3	450,000
2口 (10万)	17	1,700,000
1口 (5万)	37	1,850,000
ご辞退	7	0
門信徒寄付合計	387	108,200,000
特別寄付	13	2,950,000
住職準備金	1	10,000,000
合計	401	121,150,000

昨年四月より、本堂建設事業に、深いご理解と、あたたかなるご協力を賜り誠に有難うございます。

また、事業費増額に伴い、皆様には、ご心痛をお掛けしております事、深くお詫び申し上げます次第です。

共有財産として、ご本堂を護持して来て頂いた経緯を踏まえ、資金調達の目標をご提示せねばならないことから、ご協力の目安を委員会にて慎重に審議した結果、五口(二十五万円)以上をお願い申し上げることとなり、ご協力を仰がせて頂きました。

勿論、お願いであって、そこに義務や強制性が無いにも関わらず、ご辞退にあたって

も、直接また、お手紙等で、様々なご事情

をお聞かせ頂きました。今回のご奉納の有無、口数の多少に関わらず、当事業へのご理解、西敬寺を拠り所とお考え頂いております事に深く感謝申し上げます。

つきましては、今後のお申し込み(口数増も含め)をご検討下さっている皆様、第五期奉納期間、また分割奉納のお約束を頂いている皆様には、大変恐縮ですが、

十一月二十六日(月曜日)を目安に下記の金融機関にご入金頂くか、西敬寺までご奉納下さいませ。

ご事情により、ご変更がある場合は、西敬寺までお電話を頂きたく、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

ゆうちょ銀行

八十二銀行 朝陽支店

長野信用金庫 古里支店

ながの農業協同組合長野平支所店

長野銀行 柳原支店

口座記号番号 00590-9-52102

口座番号 380890

口座番号 0160885

口座番号 0085200

口座番号 8815539

振込先(各機関共通): 宗教法人西敬寺

住所: 長野市南堀 336 電話: 026-243-5570

本堂建設事業予算収支明細書（資金計画）

【収入】（平成28年10月～平成30年11月）			
NO	科目	予算額	説明
1	門徒寄付金	108,200,000	380戸より（2164口）
2	特別寄付金	2,950,000	13名の方々より
3	住職準備金	10,000,000	
4	借入金	30,000,000	詳細は【別項 借入金】に関してをご覧ください。
5	収入合計	151,150,000	
【支出】（平成28年10月～平成30年11月）			
NO	科目	予算額	備考
1	測量費	394,540	
2	地盤調査費	626,940	
3	本堂耐震調査費	972,000	
4	設計料	7,000,000	
5	納骨堂申請調査	6,480	納骨スペース設置に関する行政書士への相談料
6	建築審査申請	41,200	民間業者に委託
7	建設費	132,305,400	外構門塀工事を2期工事に回し318,600円減額
8	施工管理	3,000,000	
9	契約印紙代	60,000	
10	内陣修復	4,120,200	
11	外構工事費	941,900	外構工事・門移設・植栽関係
12	郵送費	92,156	
13	仮本堂内装費	78,000	壁・掲示板新設・カーテン移設等
14	印刷費	82,944	
15	余剰金	1,428,240	
16	支出合計	151,150,000	

付帯工事・落慶法要に関する資金計画

【収入】平成30年11月30日までの見込み			
NO	科目	予算額	備考
1	門徒寄付金	5,450,000	5口のお申し込み15戸 1口のお申し込み34戸にて試算
2	余剰金	1,428,240	平成30年11月末までの支払以降の残額
3	収入合計	6,878,240	
【支出】平成31年10月30日までの予定			
NO	科目	予算額	備考
1	音響設備	1,080,000	
2	掛け軸修復費	280,800	聖徳太子像・七高僧像
3	記念品	1,215,000	旧本堂の木材を利用した男女念珠セット
4	内陣照明	300,000	
5	外構工事費	2,500,000	追加外構工事・門移設・植栽関係
6	蓮如上人御影	415,000	本山申請冥加金
7	定紋（下がり藤）	216,000	
8	備品購入	540,000	
9	予備費	331,440	
10	支出合計	6,878,240	

左の表が、現在・今後の資金計画となります。事業の性質上、第五期奉納期間（本年十一月末）を区切りとさせて頂き、今後のご奉納状況等を勘案しながら、落慶法要に向けて準備を進めて参りたく存じます。幸い、各種金融機関に、当事業の資金計画（特にご奉納状況）・過去三年間の収支決算状況・今後の事業（納骨壇運営・寺院葬の提案）の計画書を審査して頂いたところ、現状の信頼性、更には将来性を踏まえて、融資に関して下記のように、低金利、尚且つ、担保なし、保証人も住職・坊守で良いとのご提案を頂きました。

門信徒の皆様のお志、関係各位からの信頼を損なう事なく、より一層法務・寺院運営に励んで参る所存です。何卒、重ねてのご協力宜しくお願い申し上げます。

【借入金に関して】

ご奉納状況を勘案しながら、役員会にて慎重に検討し、複数の金融機関の審査を受け、最も有利でありました「八十二銀行朝陽支店」より下記の如く借り入れる運びとなりました。

- 借入額 30,000,000 円
- 借入期間 10年
- 利率 変動 1.1%
- 毎月返済 元金 250,000 円
- 保証人 木賣 慈教
(西敬寺代表役員)
木賣 真由美
(西敬寺責任役員)
- 担保 なし

新本堂建設進捗情報

十一月に入り、現場の足場が外れました。「足場」で思い出しますが、豊島学由先生の次のお言葉です。

「よく聴いていけば救われると聴いてみたら、聴くより如来様のお助けの方が先手でありました」と、聞かせて頂くのです。

建設中は足場が必要です。聴も一緒です。必要ですが、出来上がってしまつたら足場ほど邪魔になるものはありません。必要なものが邪魔になるのです。必要な間は、まだ聞いてないからです。聞いていない人にとっては「聴」が必要なのですが聞いてみれば「聴くより先のお助けじゃ」と阿弥陀様が、私を救おうと「南無阿弥陀仏」となって下さったことが先でありましたと飲ばせて頂くわけです。

新本堂は、私たちの願いより先に、阿弥陀様のご本願がはたらき、お浄土へと先立たれし方々のお導きが、私たちを御恩報謝と突き動かして下さって竣工するまさにご本願のご本堂です。



本堂正面南側

3月下旬には門柱が移設され、参道も完成予定です



本堂天井

阿弥陀如来の後光（48の誓願）



本堂東側

竣工と同時に、使用しやすい駐車場となります



長年、日本画家としてご活躍されてきた地元南堀ご出身の小林庫治様（大正15年生まれ92歳）が本堂新築の記念にと上記写真（左）のご自筆の日本画「昇龍」をご寄贈下さいました。

小林様のご先祖も画家でいらっしゃる、写真（右）の肖像画（西敬寺第18世 釋實門=現住職の高祖父）は、その方の筆によるものです。（黒枠で拡大した落款はその方のものです。）

皆様、ご参拝の折には、その肉筆をご堪能下さい。



お宮殿・お厨子・欄間・巻き障子等のお仏具も、飯山市の明石仏壇店様にて修復が着々と進められています。

本体工事完成後の12月上旬に、設置作業が行われ、御本尊「阿弥陀如来」様に還座頂きます。

今後の西敬寺行事予定

確認見学会・世話人会 平成30年12月22日(土)

【ご招待者】総代・世話人(事業計画発足時に世話人をお務め頂きました前任の皆様)
竣工確認をお願い申し上げ、併せて中間事業報告・落慶法要に向けての協議を致します。
*詳細に関しましては、別紙にてご案内申し上げます。

竣工式・新年総会 平成31年1月20日(日)

【ご招待者】総代・世話人(事業計画発足時に世話人をお務めいただきました前任の皆様)
定例の新年総会・懇親会に合わせて、竣工式法要を厳修致します。

第2期外構工事 平成31年2月中旬～3月中旬

門柱の移設工事・参道新設工事が行われます。期間中のご仏事(ご葬儀・ご法事等)安全を確保して、承りますのでご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

公開講座開催 平成31年4月～9月(毎月1回以上)

【ご招待者】門信徒・地域の方々(広く一般に公開致します)
住職の法話と行政書士 伊藤安芸先生による「終活セミナー」・協力業者による「寺院葬儀」の説明会等を行います。また、皆様がお寺・ご法要の主役となって頂くべく「落慶法要」に向けて勤行作法の講習も行います。

第3期連続研修会開始 平成31年4月～(毎月1回)

【受講希望者を次号にて募集致します *定員制となります】
仏教について「やさしく・和やかな雰囲気・楽しみながら」学び、日々の暮らしの中で実践することを目的として年12回(毎月1回)連続して開催します。

永代経法要 平成30年4月下旬もしくは5月中旬

落慶法要厳修 2019年(元号未定)10月20日(日)

上記各行事のご案内詳細に関しましては、随時ご案内を申し上げます。また、新本堂ご参拝・ご見学に関しましては、仏具設置が終了します12月中旬以降にお気軽にお問い合わせ頂ければ幸いです。
ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

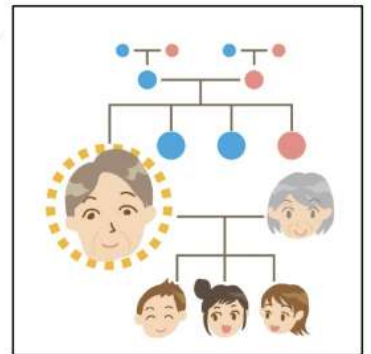
いまどきの終活の作法～大切なひとに負担をかけないために～

第4回 40年ぶりの民法大改正で相続が変わる！

皆様、こんにちは。行政書士の伊藤安芸です。今回は今年7月になされた民法改正について解説します。約40年ぶりとなる相続関連の大幅な見直しが行われ、来年2019年1月から順次施行されます。資産のあるなしにかかわらず多くの人に関係する内容であり、リスクやトラブルを避けるためにも予め知っておくことが必要です。

人ごとではなくなる相続

日本は今や国民の4人に1人が65歳以上であり、30年後には3人に1人と増加傾向です。長寿化が進んでいるとは言え、年間130万人超が亡くなっています。極端に言えば一年に130万件もの相続が発生していることとなります。2015年の相続税改正（基礎控除の縮小）により課税割合が増え相続税に対する関心が高まりましたが、今回の改正は相続税がかからない人にも大きな影響がありますので注意が必要です。



改正のポイントは大きく3つ

①配偶者の権利拡大

残された妻などが自宅に住み続けられるよう「配偶者居住権」が導入されます。さらに婚姻期間が20年以上の夫婦なら自宅を遺産分割の対象外にする制度もできます。「配偶者居住権」とは自宅を「居住権」と「所有権」に分けて、配偶者が居住権を取得することで自宅に住み続けることができる制度です。これにより、これまで遺産分割に伴い自宅を手放さざるを得ない、または自宅を相続したものの現金が手元に残らない、といったリスクをなくし、自宅にそのまま住み続けながらお金も受け取れるようになります。ただし、相続開始時にその家に住んでいることが条件なので、第三者に貸していた場合は居住権が発生しません。また、居住権の金額査定は相続発生時の配偶者の年齢を基に計算されるので、年齢が低い場合は余命が長くなるのでその分居住権の価値が高くなることにも注意が必要です。

②義理の両親への介護が金銭で報われる

これまでは例えば長男のお嫁さんが義理の両親の介護に尽くしたとしてもお嫁さんは相続人ではないため遺産分割協議に加わることもできませんでしたが、今回の改正で貢献度に応じて相続人に金銭（「特別寄与料」）を請求できるようになります。注意すべきは寄与認定のハードルが高いことです。対応としては介護日記等記録を残すことです。介護事業者とのやりとりやメールなどは保存しておきましょう。そのほか介護で利用したタクシーや薬代、おむつ等の出費もレシートを保存しておきましょう。また、「使い込み」などの疑惑を持たれ

ないよう自分のために出してもらった金品についても記録を残すことも重要ですが、日頃から兄弟姉妹と情報を共有しておきましょう。

③自筆遺言の形式と保管方法がラクになる

従来は全文自筆が定められていましたが、財産目録はパソコン等で作成することができるようになります。また、法務局で保管する制度も始まるので改ざんや紛失、せっかく作った遺言書が発見されなかったというリスクがなくなります。とは言え、ご自身で遺言書を作成するのは負担も大きいので専門家に相談することをお勧めします。

そのほかの改正点

④預貯金を下ろすことができる

従来の「亡くなった親や配偶者の銀行口座が凍結されて現金が引き出せず葬式費用や当面の生活費で困った」という事態が避けられます。ただし、下ろせる金額に上限がありますので注意してください。上限は「法定相続分の3分の1または法務省令で定める額まで」です。

⑤遺産の使い込みを追求できる

相続発生後に相続人の一人が無断で現金を引き出したりした場合、これまでは残った財産を分割し使い込んだ金額については訴えを起こすしかなかったのですが、今回の改正で勝手に処分された金額も遺産分割の対象になり、不正がなかったのと同じ結果が実現できます。

⑥遺言より登記が重要視される

従来は「相続させる」と遺言に書いておけば登記をしなくても「自分のものだ」と主張できましたが、法定相続分を超える部分を持っている場合には登記をしておかないと相手に対抗できなくなります。

⑦遺留分はお金で解決

これまで遺留分については請求する側は侵害された持分（現物）について請求するのみで、現物で返還するか、金銭弁償するかは相手方に委ねるしかありませんでしたが、改正後は遺留分はすべて金銭で請求することになります。

ここまでお読みいただきありがとうございました。前回の結びに「次回は家族信託について解説していきます」と記載したのですが、聞思の発行時期を考えると年明けに迫った民法改正についてお知らせした方が皆様の関心も高いと考えました。「家族信託」を期待していた方には申し訳ございませんが、改めて掲載させていただきますのでお許し願います。相続は法律と密接に関わっており、今回の改正は相続そのものを大きく変え、もう他人事では済まない時代になります。「争続」にならないためには早めの対策が肝要です。皆様のお役に立てるようこれからも最新の情報をお届けして参ります。

—ご意見・ご要望・ご質問などお気軽にお寄せ願います—
伊藤 安芸：行政書士伊藤安芸事務所代表
(行政書士・家族信託普及協会会員・葬祭カウンセラー)
TEL026-219-6373 メール y-itoh@office-angei.com

お寺でお葬式という選択

「お寺でおみおくり」のご提案

御本尊があり、祭壇があるお寺の本堂
荘厳な格調高い空間で、過剰な設営の必要もなく
ご自身が思ったとおりの予算で安心して任せられる

慣れないお葬式だからこそ
いつも暮らしている地域の自分たちのお寺で
普段どおりの生活の中にいる家族とともに
最後のお別れの時を過ごす

そんな家族との思い出を
「お寺でおみおくり」は大切にしています。

お寺でおみおくり3つの特徴



1

ご本尊様のある荘厳な本堂で
たいせつなご家族をおみおくり



2

費用はホールで行う
家族葬の約半額



3

ご不安な手続きや、お寺さんとの
打ち合わせも全てお任せ

92.8%の葬儀を経験された方が「生前に葬儀の情報を集めれば良かった」とお答えになりました

(平成30年度 当社法人調べ)

事前相談のすすめ

いざという時困らないためにも、一度お寺でのお葬式について考えてみませんか。
普段は考えることがないお葬式のこと。事前に葬儀に関することを知っておくことが大切です。
無料で「お寺でおみおくり」セットを差し上げます。ご葬儀に関する資料を各種ご用意しております。ご請求ください。



- お寺でおみおくりパンフレット
- ご葬儀のながれ
- 葬儀種類別内訳書
- お見積書
- 手続き一覧表など

葬儀の事前相談は「お寺でおみおくり」だけでなく、所属寺住職にも相談することが大切です

お寺でおみおくり

一般社団法人 日本寺葬協会

年中無休24時間対応

0120-016-598

〒380-0913 長野県長野市川合新田字村西804-2

<https://www.oteomi.or.jp>

お寺でおみおくり



おてらでこくよう